

ご妊娠おめでとうございます

横芝光町こども家庭センター「プラムっこ」では、ご妊娠からお子さんが18歳になるまでの子育てを応援いたします。

子育ての悩みや不安は一人で抱え込まずに「プラムっこ」までお気軽にご相談ください。



例えば・・・

- ・初めての妊娠・出産で不安...
- ・おっぱいの量は足りてる？
- ・子どもの発達のことが心配
- ・子どもの体重を測りたい
など



プラムっこファイルには、町の子育て支援制度や母子保健事業についての情報を掲載しています。母子健康手帳交付時に作成したプランと一緒にご活用ください。



乳幼児の身長・体重の計測を行います。成長曲線に照らし、お子さんの成長を確認します。



妊娠期の教室を実施しています。赤ちゃん人形による沐浴練習で産後の育児をイメージします。



お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】横芝光町こども家庭センター「プラムっこ」

直通電話：0479-82-0123

場所：健康づくりセンター「プラム」内1階

受付時間：月～金 9時～17時（土日・祝日除く）

※プラムっこへお越しの際は、健康こども課窓口でお声かけください。



横芝光町子育て応援カレンダー

時期	1歳7～8か月頃	2歳4～7ヵ月頃	3歳7～9か月頃	5歳頃
妊娠前	妊娠前 妊娠サポート事業 風しん予防接種助成事業	妊娠前 妊娠サポート事業 風しん予防接種助成事業	妊娠前 妊娠サポート事業 風しん予防接種助成事業	妊娠前 妊娠サポート事業 風しん予防接種助成事業
妊娠	妊娠 母子健康手帳交付 チャージパス・スマイル 千葉県障害者等用駐車区画利用証 妊婦のための給付①	妊娠 母子健康手帳交付 チャージパス・スマイル 千葉県障害者等用駐車区画利用証 妊婦のための給付①	妊娠 母子健康手帳交付 チャージパス・スマイル 千葉県障害者等用駐車区画利用証 妊婦のための給付①	妊娠 母子健康手帳交付 チャージパス・スマイル 千葉県障害者等用駐車区画利用証 妊婦のための給付①
出産	出産 出生届	出産 出生届	出産 出生届	出産 出生届
3～6か月頃	3～6か月頃 妊婦のための給付② 児童手当 子ども医療費助成制度 子育て日用品助成券	3～6か月頃 妊婦のための給付② 児童手当 子ども医療費助成制度 子育て日用品助成券	3～6か月頃 妊婦のための給付② 児童手当 子ども医療費助成制度 子育て日用品助成券	3～6か月頃 妊婦のための給付② 児童手当 子ども医療費助成制度 子育て日用品助成券
7～11か月頃	7～11か月頃 乳児健診 (助成券1回) ※母子健康手帳別冊 ※医療機関にて実施	7～11か月頃 乳児健診 (助成券1回) ※母子健康手帳別冊 ※医療機関にて実施	7～11か月頃 乳児健診 (助成券1回) ※母子健康手帳別冊 ※医療機関にて実施	7～11か月頃 乳児健診 (助成券1回) ※母子健康手帳別冊 ※医療機関にて実施
1歳6か月頃	1歳6か月頃 1歳6か月児健診 ※プログラムにて実施	1歳6か月頃 1歳6か月児健診 ※プログラムにて実施	1歳6か月頃 1歳6か月児健診 ※プログラムにて実施	1歳6か月頃 1歳6か月児健診 ※プログラムにて実施
2歳児健診	2歳児健診 ※プログラムにて実施	2歳児健診 ※プログラムにて実施	2歳児健診 ※プログラムにて実施	2歳児健診 ※プログラムにて実施
3歳児健診	3歳児健診 ※プログラムにて実施	3歳児健診 ※プログラムにて実施	3歳児健診 ※プログラムにて実施	3歳児健診 ※プログラムにて実施
子育て相談	子育て相談	子育て相談	子育て相談	子育て相談
ことばの教室	ことばの教室	ことばの教室	ことばの教室	ことばの教室
5歳児相談	5歳児相談	5歳児相談	5歳児相談	5歳児相談
子育て支援センター	子育て支援センター 保育園・認定こども園 一時保育(保育園・認定こども園)	子育て支援センター 保育園・認定こども園 一時保育(保育園・認定こども園)	子育て支援センター 保育園・認定こども園 一時保育(保育園・認定こども園)	子育て支援センター 保育園・認定こども園 一時保育(保育園・認定こども園)
未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療
児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当
新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問	新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問 ▶赤ちゃんがいる全てのご家庭に連絡します	新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問 ▶赤ちゃんがいる全てのご家庭に連絡します	新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問 ▶赤ちゃんがいる全てのご家庭に連絡します	新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問 ▶赤ちゃんがいる全てのご家庭に連絡します
産後ケア事業(申込制)	産後ケア事業(申込制)	産後ケア事業(申込制)	産後ケア事業(申込制)	産後ケア事業(申込制)
乳幼児健康相談	乳幼児健康相談	乳幼児健康相談	乳幼児健康相談	乳幼児健康相談
プラムっこクラス	プラムっこクラス	プラムっこクラス	プラムっこクラス	プラムっこクラス
ウェルカムベビークラス	ウェルカムベビークラス	ウェルカムベビークラス	ウェルカムベビークラス	ウェルカムベビークラス
妊娠後期のアンケート	妊娠後期のアンケート	妊娠後期のアンケート	妊娠後期のアンケート	妊娠後期のアンケート
妊婦訪問	妊婦訪問	妊婦訪問	妊婦訪問	妊婦訪問
母子健康手帳	母子健康手帳	母子健康手帳	母子健康手帳	母子健康手帳
母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊
新生児聴覚スクリーニング検査(助成券1回)	新生児聴覚スクリーニング検査(助成券1回)	新生児聴覚スクリーニング検査(助成券1回)	新生児聴覚スクリーニング検査(助成券1回)	新生児聴覚スクリーニング検査(助成券1回)
母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊	母子健康手帳別冊
医療機関にて実施	医療機関にて実施	医療機関にて実施	医療機関にて実施	医療機関にて実施
子育て支援センター	子育て支援センター	子育て支援センター	子育て支援センター	子育て支援センター
保育園・認定こども園	保育園・認定こども園	保育園・認定こども園	保育園・認定こども園	保育園・認定こども園
一時保育(保育園・認定こども園)	一時保育(保育園・認定こども園)	一時保育(保育園・認定こども園)	一時保育(保育園・認定こども園)	一時保育(保育園・認定こども園)
未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療	未熟児養育医療
児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当	児童扶養手当
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当

事業のご紹介

◎ウェルカムベビークラス

現在、妊娠・出産・育児についての情報はたくさんありますが、子どもの数が少なくなるにつれ、近所に同じ妊婦さんや子どものふれあう場が少なくなってきました。

町では、パパ・ママをはじめ、ご家族同士が交流をはかりながら、安心して妊娠・出産・育児に取り組めるようにと願いをこめて、ウェルカムベビークラスを開催いたします。

パパやおばあちゃんになる方等の参加も大歓迎です。

ぜひ参加してみませんか？

- 1)対象者 妊娠6～8か月頃の妊婦及びその家族
- 2)日 程 対象者へ個別に通知いたします。(年4回)
- 3)時 間 午後1時～4時頃
- 4)場 所 健康づくりセンター「プラム」
- 5)内 容 妊娠期の過ごし方のポイント・分娩の流れ・演習(沐浴練習・妊婦体験)など



※里帰り出産などで早めに参加を希望される方はご相談ください。

※日程や内容は変わる場合があります。

◎子育て用品リサイクル事業

まだ使える子育て用品を譲りたい人、譲ってほしい人の情報を健康づくりセンター「プラム」内および町ホームページに掲載しています。

◆利用者◆

横芝光町に住所がある人で 子育て用品を譲り渡したい人、譲り受けたい人

◆取扱品目◆

ベビーカー、チャイルドシート、ベビーベッド、歩行器、絵本、育児書、おもちゃ、紙おむつ、食器
※紙おむつ、食器は未使用のものに限ります。

◆申請◆

健康こども課こども班(健康づくりセンター「プラム」内)
または、メールでも受け付けています。

◆情報の掲載◆

健康づくりセンター「プラム」内の掲示板および町ホームページに子育て用品を譲りたい人、譲ってほしい人の情報を掲載しています。

◆受け渡し◆

子育て用品を譲りたい人、譲り受けたい人には町に寄せられている情報をお知らせしますので、相互に連絡を取り合い、受け渡しを行ってください。※お金の発生する譲渡はご遠慮ください。
※リサイクルしたい子育て用品は「プラム」では保管できませんのでご注意ください。

◎新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全てのご家庭を訪問し、育児に関する情報提供や母子の健康相談を行っています。出産後は、赤ちゃん誕生通知書(母子手帳別冊内)を記入し、プラムっこまでご提出ください。

◆対象者◆

出産後、赤ちゃんがいる全てのご家庭

◆誰が訪問に来るの?◆

助産師や保健師が伺います。

◆訪問内容◆

子育てにおける不安や疑問に思っていることへ相談にのります。赤ちゃんの体重を測定し成長と一緒に確認したり、育児に関する情報提供をします。

◆里帰りなどで町外にいる方◆

里帰り先(町外)で過ごす方は、戻ってきた後に訪問させていただきます。また、ご希望の方は里帰り先での訪問もできる場合がありますので、プラムっこまでご連絡ください。



◎プラムっこクラス

お母さん同士で、育児の悩みや心配なことを気軽にお話ししたり、ヨガでゆったりとした時間を過ごして、体も心もリフレッシュできる機会です。子育ての不安や悩みは一人で抱え込まず、子育て中の方同士で集まりませんか?(下記 QR コードまたはプラムっこまで電話にて予約してください。)

- 1)対象者 産後1か月～5か月の産婦と乳児
- 2)日 程 年4回(詳しい日程は町ホームページをご覧ください。)
- 3)時 間 午前9時30分～11時30分
- 4)場 所 健康づくりセンター「プラム」

※日程や内容は変わる場合があります。

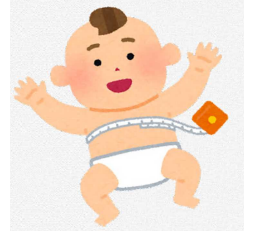


プラムっこクラス予約フォーム

◎乳幼児健康相談

お子さんの身長・体重測定や歯科相談、離乳食などの相談もできます。育児に関することについて、お気軽に相談においでください。(下記 QR コードまたはプラムっこまで電話にて予約してください。)

- 1)対象者 育児に関する相談や計測を希望する方(年齢制限はありません。)
- 2)日 程 月1回(詳しい日程は町ホームページをご覧ください。)
- 3)時 間 午前9時～11時30分
- 4)場 所 健康づくりセンター「プラム」



※日程や内容は変わる場合があります。

乳幼児健康相談予約フォーム



◎妊婦等包括相談支援

妊娠中のお体のお悩みや子育て中の育児に関する疑問などに対して専門職が面接を行います。

- 1)対象者 妊婦、産婦及びその家族
- 2)場 所 こども家庭センター「プラムっこ」

◎妊婦のための支援給付

安心して出産・子育てができるよう給付金事業を実施しています。

- 1)対象者 申請時に住民登録があり、妊婦給付認定を受けた者
- 2)内 容 1 回目の給付金(妊娠届出時等):妊婦1人あたり5万円
2 回目の給付金(新生児訪問後等):妊娠している子ども1人あたり5万円
(流産・死産等を含む)
- 3)手続き 健康づくりセンター「プラム」



各種相談窓口

◎保健所(健康福祉センター)の名称・所在地等

山武保健所(健康福祉センター)

住所:東金市東金907番地1 電話:0475-54-0611(代表)



◎児童相談所の名称・所在地等

東上総児童相談所

住所:茂原市高師3007番地6 電話:0475-27-5507(電話相談)

◎相談窓口

名称	相談内容	電話番号	受付時間	実施主体
児童相談所全国 共通ダイヤル	児童虐待に関する相談、 通告	189	24時間 年中無休	
こども急病電話 相談	休日・夜間に子どもが急病 の時、受診した方が良いの かなどを小児科医師や看護 師に電話で相談できます。	#8000 043-242-9939 ※一般ダイヤル回 線	19:00～翌 8:00 年中無休	千葉県・千 葉県医師会



町内医療機関

医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
東陽病院	宮川12100	84-1335	鈴木医院	横芝730	82-0126
さくらクリニック	宮川11949-1	84-4333	まさごクリニック	横芝425-1	80-0122
越川医院	宮川2380-1	84-0103	山崎医院	横芝2137	82-0561



夜や休日に具合が悪くなったら？

◎山武郡市急病診療所

場所 山武郡市医療福祉センター(東金市堀上360-2)

受付時間 午後8時～午後9時45分

診療日 年中無休

電話番号 0475-50-2511

※山武郡市医師会の医師が交替で診療に当たっているため、専門以外の時は、診療できない場合があります。受診する前に必ず電話でお問い合わせください。



◎休日在宅当番医

場所 各当番医療機関(当番医療機関は広報に掲載されます)

診療時間 午前9時～午後5時

診療日 日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)

◎ちば救急医療ネット

夜間・休日急病診療所等の検索ができます <http://www.qq.pref.chiba.lg.jp/>



予防接種

■ 定期予防接種

接種場所: 町内協力医療機関、千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業協力医療機関

予防接種名	対象者	接種回数	備考
ロタ	ロタリックス(1価): 出生6週0日後から24週0日後まで	2回	腸重積発症のリスクを避けるために1回目の接種は生後14週6日まで受けてください。
	ロタテック(5価): 出生6週0日後から32週0日後まで	3回	
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回	接種開始時の月齢により接種回数が変わります
B型肝炎	1歳未満 ※標準接種年齢: 生後2か月～9か月未満	3回	
五種混合	1期初回 生後2～90か月未満	3回	
	1期追加 初回接種終了後から6か月から18か月までの間隔を おいて接種(90か月未満まで)	1回	
BCG	1歳未満 ※標準接種年齢: 生後5か月～8か月未満	1回	
麻しん風しん混合	1期 1歳～2歳未満	1回	
	2期 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ ※年長児に相当する年齢の児	1回	接種期限 令和9年3月31日
水痘 (みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回	
日本脳炎	1期初回 生後6か月～90か月未満 ※標準接種年齢: 3歳児	2回	
	1期追加 生後6か月～90か月未満 ※標準接種年齢: 4歳児	1回	
	2期 9歳～13歳未満 ※標準接種年齢: 9歳児	1回	
	特例 【特例対象者】平成18年4月2日～平成19年4月1日 生まれの方で4回接種(2期含む)が完了していない 20歳未満の方		
二種混合	11歳以上13歳未満	1回	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ(小学6年生)の方に通知
子宮頸がん (HPVワクチン)	小学6年生～高校1年生相当女子 (標準的接種開始年齢は中学1年生)	2～3回	接種開始時の年齢、により接種回数が変わります 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ(中学1年生)の女子に通知
RSウイルス	妊娠28～36週		接種開始 令和8年4月1日



お子さんに関する手続きと制度

◎出生届

お子さんが出生したら出生届の提出を行ってください。出生した日から14日以内に住民課住民班へ出生届を提出します。手続きの際には、母子健康手帳も一緒にお持ちください。

《手続き・問合わせ先》横芝光町住民課 住民班 電話 0479-84-1214

◎児童手当

高校生年代までの児童を養育する者に支給されます。出生日・転入等の異動日の翌日から15日以内に必ず手続きをしてください。手続きがない場合は、支給開始が遅れる場合があります。

◆子ども一人あたりの月額◆

・3歳未満

第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円

・3歳～高校生年代

第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円

◆支給月◆

偶数月(年6回)の10日 各前月までの2か月分を支払い



《手続き・問合わせ先》横芝光町健康こども課 こども班 電話 0479-82-3400

◎児童扶養手当

児童(18歳以下)を監護しているひとり親家庭、または養育者に支給されます。

◆支給月◆

奇数月(年6回)の11日 各前月までの2か月分を支払い

《手続き・問合わせ先》横芝光町健康こども課 こども班 電話 0479-82-3400

◎特別児童扶養手当

身体、知的、精神に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している方(父母または父母にかわってその児童を養育している方)に支給されます。

《手続き・問合わせ先》横芝光町福祉課 障害福祉班 電話 0479-84-1257

◎子育て日用品助成券支給事業

町で指定する取扱店において、紙おむつと粉ミルクを購入することができる「子育て日用品助成券」の支給を行っています。「子育て日用品助成券」は1枚当たり1,000円分お使いできます。

◆対象者◆

横芝光町に住所がある満1歳未満の乳児の保護者で、町税等に滞納がない方

◆支給枚数◆

乳児1人につき、最大12枚の支給

◆指定取扱店◆

エービン光店、ヤックスドラッグ光木戸店、ビバホーム横芝店、ヤックスドラッグ横芝光店、コメリハード&グリーン横芝店、サンドラッグ横芝店、西松屋横芝光町店、カワチ薬品横芝光店

◎子ども医療費助成制度

0歳児から高校生年代のお子さんが保険診療でかかった医療費の自己負担額を町が助成することにより、無料で診療が受けられる制度です。受給券交付申請の手続きが必要になります。誕生日、転入日の翌日から1か月以内に手続きを行ってください。

◆保険が適用されないもの◆

- ・交通事故など健康保険が使えないとき ・市販の薬を買ったとき、薬ビン代、材料費 ・歯列矯正
- ・差額ベット代 ・健康診査、予防接種等

※学校内での傷病など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象になる場合、子ども医療費助成対象にはなりません。

その他の医療費助成制度 ※詳細については下記の間合わせ先にご確認ください。

制度名	該当する内容	間合わせ先
未熟児養育医療給付事業	未熟児は疾病にかかりやすいため、医療機関で適切な入院治療を行う場合の医療費の一部を公費負担する制度です。 【対象者】出生時体重2,000g以下又は生活力が特に薄弱で医師が入院養育を必要と認めた乳児	健康こども課 こども班
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭の父母等と18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるその子ども又は20歳未満の者で一定の障害の状態にあるその子どもに対し、医療費の一部を公費負担する制度です。	☎0479 (82) 3400
自立支援医療(育成医療)給付事業	身体に障害のある児童(18歳未満)で、その障害を除去、または軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費の一部を公費負担する制度です。	福祉課 障害福祉班 ☎0479 (84) 1257
小児慢性特定疾病医療支援事業	慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担も高額となる特定の疾患にかかっている児童(新規18歳未満、継続20歳未満)の医療費の一部を公費負担する制度です。 【対象疾患】 16疾患群	山武健康福祉センター (山武保健所)
結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童(18歳未満)の医療費の一部を公費負担する制度です。また、必要に応じて日用品・学習用品を支給するものです。 【対象者】 結核で、その治療に長期間を要し、医師が入院を必要と認めた者(児)	☎0475 (54) 0611

※掲載しております手続きと制度は令和8年1月1日現在のものです。
今後、国などからの通知により変更することがあります。

保育所（園）及び認定こども園の入所希望される方へ

☆「入所できる基準」

保護者が仕事や病気などのため下表の1～8までに該当し、家族で児童を保育できない状況にある場合です。

☆「入所の手続き」

入所申込書に記入のうえ、健康こども課こども班へ提出して下さい。

新年度の申込受付は例年11月中旬ですが、添付書類が受付期間内に用意できない場合でも申込書だけ先に提出して下さい。

☆「入所の承諾」

保育が必要な事実を確認し、入所を承諾しますが、第1希望の保育所が入所定員を超えた時は、他の園へ入所していただく場合があります。

☆「保育料」

児童の両親及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の町民税で決まります。

入 所 の 要 件		添付書類
1	(居宅外労働) 昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、児童の保育ができない場合	就労証明書
2	(居宅内労働) 昼間家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、児童の保育ができない場合	農業・自営業等就労状況申告書
3	(母親の出産等) 母親が妊娠中、または、出産前後で児童の保育ができない場合	出産・疾病・介護等申告書
4	(疾病等) 病気や負傷または、心身障害等で児童の保育ができない場合	
5	(病人の介護等) 長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるので、いつもその介護にあたっており、児童の保育ができない場合	
6	(求職活動) 就労を目的とした就職活動を実施するため、児童の保育ができない場合（原則3カ月間）	求職活動・在学状況申告書
7	(在学) 学業のため、児童の保育ができない場合	
8	(家庭の災害等) 火災、風水害、地震などの復旧のため、児童の保育ができない場合	り災証明書

横芝光町保育所（園）・認定こども園一覧

名 称	住 所	定員	電話番号	平 日 通常保育時間 (延長保育時間)	土曜日 通常保育時間 (延長保育時間)
① 横 芝 保 育 所	栗山2267	130	82-2345	8:30~17:15 (7:30~18:30)	8:30~12:30 (7:30~16:00)
② フタバ保育園	栗山4745	100	82-0222	8:00~17:00 (7:00~19:00)	8:00~13:00 (7:30~16:00)
③ 日吉保育園	篠本5171	30	85-0123	8:00~17:00 (7:30~18:30)	8:00~12:30 (7:30~ 8:00)
④ 光町中央保育園	宮川12116-6	70	84-1018	8:15~17:00 (7:00~19:15)	8:15~17:00 (7:15~18:15)
⑤ 光町保育園	宮川11796-2	100	84-1560	8:15~17:00 (7:00~19:15)	8:15~17:00 (7:15~18:15)
⑥ 白浜保育園	木戸3889	50	84-2345	8:00~17:00 (7:30~19:00)	8:00~16:00 (7:30~8:00)
⑦ 認定こども園 横芝まさご幼稚園	横芝482-2	80	82-5005	9:00~17:00 (7:30~18:00)	8:00~12:00
⑧ 認定こども園 光町中央幼稚園	宮川5643-11	80	84-1200	8:15~17:00 (7:00~19:15)	8:15~17:00 (7:15~18:15)



横芝光町 産後ケアのご案内

★お母さんが休息したり、育児の悩みを相談することによって、ゆったりとした気持ちで赤ちゃんの育児に取り組めるようにお手伝いします。

【利用できる方】

横芝光町に住所を有する**出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん**

※お母さん又は赤ちゃんの体調等によって利用ができない場合があります。

【産後ケアの内容】 助産師がご希望を伺いながらお手伝いします。

- 授乳のお手伝い、乳房ケア
- 沐浴の練習、育児相談、赤ちゃんのお世話の仕方をアドバイス
- お母さんの心身の健康チェック
- 赤ちゃんの健康状態、体重、栄養等のチェック

【産後ケアの種類】 ※日数は分散しての利用も可能です。

1. 母子ショートステイ 宿泊して産後ケアを利用する。(6泊7日以内)
2. 母子デイケア 医療機関や助産院で産後ケアを利用する。(7日以内)
3. 産後ケア訪問 自宅へ助産師が訪問して産後ケアを行う。(7回以内)

【利用の流れ】

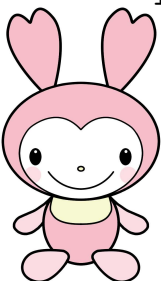
1. 出産予定日の2か月前頃から随時ご相談ください。産後の申し込みも可能です。
2. 横芝光町こども家庭センターに申請をします。
 - ①産後ケア事業利用申請書の提出
 - ②世帯全員の市町村民税の課税(非課税)証明書又は市町村民税納税通知書の写しもしくは市町村民税特別徴収税額の通知書の写し又は生活保護受給を証する書類
※申請書の同意事項に同意をいただければ②は省略できます。
※他の市町村から転入された方については税の情報が確認できない場合があります。事前に下記の【申込み・問い合わせ】先へご相談ください。
3. 町の産後ケア事業実施要綱に基づき、事前審査を行い、産後ケア事業利用承認通知書を交付します。
4. 出産後、利用予定の施設と一緒に利用日の調整を行います。
5. 産後ケア利用時に、産後ケア事業利用承認通知書を持参し、利用施設に裏面の記載を依頼してください。産後ケア利用者負担金は、利用の際に実施施設へ直接お支払いいただきます。
6. 産後ケア利用者負担金から、**2,500円を上限に、5回まで助成が受けられます。**(償還払い)申請はプラムの窓口で受付します。
年度毎に必要となりますので、ご注意ください。

※申請時に領収書と、裏面記載後の産後ケア事業利用承認通知書が必要になります。

【申込み・問い合わせ】

横芝光町こども家庭センター「プラムっこ」

(横芝光町健康づくりセンター「プラム」内) 電話 0479-82-0123



【産後ケアの内容一覧】

1. 母子ショートステイ

実施施設	ひまわり助産院	増田産婦人科	東千葉メディカルセンター
対象者	産後2か月未満	産後2か月未満	産後2か月未満
料金 (1日当たり)	3,200 円	3,200 円	3,000 円

※入所時間及び退所時間の目安は午前10時です。時間の調整が必要な場合は、実施施設へご相談ください。

例) 増田産婦人科 1泊2日の場合 3,200円×2日=6,400円

2. 母子デイケア

実施施設	ひまわり助産院		増田産婦人科	しらくら助産院	東千葉メディカルセンター
対象者	産後1年未満		産後2か月未満	産後1年未満	産後4か月未満
利用区分※1	1日利用	時間利用	1日利用	1回利用	1日利用
料金 (1日又は 1時間当たり)	1,600 円 ※昼食代 含む	500 円	1,900 円 ※昼食代含む	1,200 円	2,000 円 ※昼食代含む

※1 目安の時間 「1日利用」…午前10時～午後4時まで

「時間利用」…午前10時～正午・午後1時～午後4時の間の2時間まで

3. 産後ケア訪問

訪問担当者	しらくら助産院
対象者	産後1年未満
料金	1回当たり 1,400 円

【注意点】

- ・ご家族、ご兄弟は原則利用できません。
- ・利用者負担金について、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は全額免除となります。
- ・ご利用際に料金に変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【利用施設】

	電話	住所
ひまわり助産院	0479-67-3132	匝瑳市野手 17146-937
増田産婦人科	0479-73-1100	匝瑳市八日市場イ 2837
東千葉メディカルセンター	0475-50-1199	東金市丘山台 3丁目 6-2
しらくら助産院	090-2446-3720	横芝光町烏喰下 1453-6

横芝光町 産後ケア利用者負担金助成のご案内

産後ケア利用者負担金から、2,500円を上限に、5回まで助成が受けられます。
(償還払い)

【産後ケアの種類】 ※日数は分散しての利用も可能です。

1. 母子ショートステイ 宿泊して産後ケアを利用する。(6泊7日以内)
※1泊2日利用の際は、助成2回分となります。
2. 母子デイケア 医療機関や助産院で産後ケアを利用する。(7日以内)
3. 産後ケア訪問 自宅へ助産師が訪問して産後ケアを行う。(7回以内)

【申請に必要なもの】

1. 産後ケア費用助成金交付請求書
2. 産後ケア利用施設が発行する領収書
3. 裏面記載後の産後ケア事業利用承認通知書
※産後ケア利用時に、産後ケア事業利用承認通知書を持参し、利用施設に裏面の記載を依頼してください
4. 印鑑(朱肉を使用するもので押印ください)
5. 振込先口座がわかるものの写し
(通帳またはキャッシュカード、ネットバンクの場合はそれに代わる書類)

★償還払いの申請は、年度毎に必要となりますので、ご注意ください。

例：令和8年度に受けた産後ケアサービスの償還払いの申請×切



令和9年3月31日

【利用の一例】

1回目/2回目

増田産婦人科 母子ショートステイを利用した場合
6,400円(2日分)－5,000円(助成2回分)
＝1,400円(自己負担額)

3回目/4回目

しらくら助産院 母子デイケアを利用した場合
1,200円(利用料)
助成上限2,500円のため自己負担なし

5回目

しらくら助産院 産後ケア訪問を利用した場合
1,400円(利用料)
助成上限2,500円のため自己負担なし

6回目から

しらくら助産院 母子デイケアを利用した場合
助成回数終了しているため
1,200円(利用料)

【申込み・問い合わせ】

横芝光町こども家庭センター「プラムっこ」

(横芝光町健康づくりセンター「プラム」内) 電話 0479-82-0123



「横芝光町妊活サポート事業」のお知らせ

横芝光町では、不妊治療を行っているご夫婦に治療の一部を助成し、子どもがほしい人が安心して子どもを産み育てることができるように支援します。

1. 対象者 (次の条件をすべて満たす方を対象とします。)

- ①保険給付を伴う不妊治療等を受けていること。
- ②法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にあること。
- ③夫婦または一方が町内に1年以上住所を有し、居住していること。
(※例として、夫の住所が他市町村にあり、妻が町内に住所を有する場合、妻の治療費のみ助成します。
また治療中や治療後に横芝光町に転入した場合、転入から1年経過すれば申請が可能となります。)
- ④町税の滞納がないこと。
- ⑤同一治療期間において、他の市町村の助成を受けていないこと。

2. 対象となる不妊治療の例 (保険適用される不妊治療が対象となります。)

- ①不妊検査 (不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査を除く)
- ②一般不妊治療 (タイミング法、人工授精)
- ③生殖補助医療 (体外受精、顕微授精、男性不妊の手術) 等

3. 助成金額

助成金額		上限額
保険診療による不妊治療	費用の自己負担分 (高額療養費等の他制度による給付金を除く) の2分の1 (千円未満切り捨て) ※薬局での処方も対象となります	(1年度あたり) 10万円まで ※夫婦合算し 上限額まで
文書料	保険医療機関が作成する「不妊治療等にかかる費用の助成事業受診証明書 (申請書類②)」	(1年度あたり) 1万円まで

※支給が不可となった場合に、揃えていただいた書類等の取得に自己負担金が発生していても還付する制度等はありません。ご了承ください。

4. 申請の流れ

- ①医療機関にて不妊治療を受ける
- ②横芝光町健康こども課へ相談及び申請

★事前に予約が必要です (QRコードまたは電話にてご予約ください。)

※「不妊治療等にかかる費用の助成事業受診証明書 (申請書類②)」の記載を医療機関に依頼する前に健康こども課まで一度ご相談ください。

※申請は余裕をもってお越しくください。

- ③町からの助成決定 (申請から支給可否の決定まで1か月程かかります)



妊活サポート事業相談

申請予約フォーム

5. 申請期限

医療費を支払った日の翌日から起算して、2年以内とします。

申請書類は裏面をご覧ください。

6. 申請書類

必要な書類	内容等
① 不妊治療費保険診療助成金支給申請書兼請求書（様式第2号）	申請者は町内に1年以上住所を有する夫婦または一方となります。 （※例：夫の住所が他市町村にあり、妻が町内に住所を有する場合、妻の治療費のみ助成します）
② 不妊治療費等に係る費用の助成事業受診証明書（様式第1号）	医療機関に1年度毎（4/1～3/31）に記載を依頼してください。 （※例：R6・R7年度、申請される場合は、2枚必要です。）
③ 医療機関等が発行する ・不妊治療費等に係る費用の領収書および明細書（原本） ・文書料の領収書等（原本）	②に記載された金額が確認できるものをすべて提出してください。
④ 医療保険各法に基づく被保険者又は被扶養者であることを証する書類の写し	保険証、資格確認証をコピーして提出してください。 マイナ保険証をご利用の方は、マイナポータルの画面から資格情報を印刷してお持ちください。 ※夫婦で申請される場合には、双方必要です。
⑤ 申請者本人名義の振込先口座がわかるもの写し	通帳またはキャッシュカード、ネットバンクの場合はそれに代わる書類など
⑥ 町税の滞納がないことを証明する書類	申請者の同意を得て町が所有する公簿等により確認できる場合は省略することができます。 同意しない方は納税状況証明書類を添付してください。
【限度額や高額療養費が適応されている方】 ⑦ 「限度額適用認定証」または「高額療養費の支給額証明書」の写し	※高額療養費制度を利用する場合、必ず事前に手続きを行い、高額療養費が支給された後に本申請を行ってください。
【付加給付や、任意の保険からの給付があった方のみ】 ⑧ 給付額がわかるものの写し	付加給付や、任意の保険からの給付があった方は給付額がわかるものを提出してください。 （※例：加入している健康保険からの付加給付、任意の保険の手術費に対する給付など）
【事実婚の方のみ】 ⑨ 事実婚関係にあつては、事実婚関係に関する申立書	

①②⑨はホームページよりダウンロードできます。

問い合わせ・申請先

横芝光町 健康こども課健康づくり班（健康づくりセンター「プラム」）

電話 0479-82-3400



「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」のお知らせです

車いすマークのある駐車場の
適正利用にご協力ください



歩行に配慮が必要な方が対象です

このマークの駐車場で掲示できます

無期限の利用証
身体障害者、知的障害者、精神障害者
難病患者、高齢者などが対象です

有期限の利用証
妊産婦、けが人などが対象です

車いす使用者優先駐車区画
車いすなどの乗降のために幅が
広く設けられた駐車区画です

おもいやり駐車区画
建物の出入口付近に設けられた
一般的な幅の駐車区画です

交付を希望される方は、県または
お住まいの市町村へご相談ください

利用証の交付基準・有効期間等

区分		交付基準	必要な確認書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上の者	身体障害者手帳	無期限 (交付基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上の者			
	平衡機能障害	5級以上の者			
	肢体不自由	上肢			2級以上の者
		下肢			6級以上の者
		体幹			5級以上の者
	脳原性運動機能障害	上肢機能			2級以上の者
		移動機能			6級以上の者
内部障害(免疫機能障害を含む)		4級以上の者			
知的障害者		Aの2以上の者	療育手帳		
精神障害者		1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証		
高齢者等		要介護1以上の者	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7か月～出産予定日から1年 (出産後は乳児と同乗の場合に限る)	
	多胎妊産婦(双子など)	妊娠7箇月～出産予定日から3年の者		妊娠7か月～出産予定日から3年 (出産後は乳幼児と同乗の場合に限る)	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	医師の診断書・意見書 身分証明書	必要と認める期間(原則1年以内)	

利用証の申請方法

○窓口で申請を行う場合

交付申請書に必要事項を記入し、確認書類をご持参のうえ、お住まいの市町村窓口にお越しください。

- ①各市町村の交付窓口は、県ホームページをご確認ください。
- ②交付申請書は窓口を設置しているほか、県ホームページからもダウンロードできます。
- ③利用証は、原則即日交付します。

※ご家族などの代理申請も可能です。その場合には、代理人の本人確認書類の提示が必要です。

○郵送で申請を行う場合

交付申請書に必要事項を記入し、確認書類の写し(氏名、生年月日、交付要件に該当する旨の記載がある箇所)を添付して、下記宛先へ郵送してください。

- ①申請書は県ホームページからダウンロードできます。
- ②角形2号(A4サイズが入るもの)の返信用封筒に、180円切手を貼付して同封してください。
- ③利用証は、2週間前後で送付します。

<宛先> 千葉県 健康福祉指導課 地域福祉推進班 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

利用証の掲示方法・注意事項

- ・対象の駐車区画に駐車するときは、ルームミラーに利用証をかけるなど、車外から見えるように掲示してください。
- ・この利用証は、対象の駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者が駐車しているなど利用できない場合もあることをあらかじめご了承ください。
- ・この利用証は、対象となる人が運転又は同乗している車両が対象の駐車区画に駐車する場合にのみ利用できます。

市町村窓口の確認・交付申請書のダウンロード

○千葉県ホームページ<<https://www.pref.chiba.lg.jp>>をご覧ください。

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > バリアフリー・ユニバーサルデザイン > ちば障害者等用駐車区画利用証制度 > 利用証の交付を希望される方へ

千葉 パーキングパーミット



産前産後期間の届出をすると…

4カ月分(およそ6万8千円)* の

国民年金保険料の納付が免除され、

納付したものととして年金額に反映されます!



※多胎妊娠の方は6カ月分(およそ10万円)

対象となる方・受付期間

- 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者(自営業、学生、無職等)の方が届出の対象です。
 - ◆ 妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産を含みます)。
 - ◆ 第2号被保険者(会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者・共済組合員)および第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)の方は、国民年金産前産後免除の届出の対象ではありません。
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料の納付が免除される期間

- 届出をすると、**出産予定月(または出産月)の前月から4カ月分の国民年金保険料が納付されたことになります(将来の年金受給額は減りません)。**

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			出産予定月*1			
多胎の方*2			出産予定月*1			

※1 届出が産後の場合「出産月」

※2 多胎の場合は出産予定月(または出産月)の3カ月前から6カ月分となります。

- すでに該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。該当期間分の保険料について経済的な理由等により免除・納付猶予を受けている場合も、将来受け取れる年金額が多くなるので、必ず産前産後免除の届出をしてください。
- 産前産後免除期間中も付加保険料(月額400円)を納付することができます。付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

電子申請で手続きの場合

- マイナポータルから、スマホで24時間365日、簡単に電子申請できます。
- マイナポータルから電子申請する場合の必要書類

マイナンバーカードでマイナポータルにログイン

マイナポータル 検索
<https://myrna.go.jp>



◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の画像ファイルをアップロード
- 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

※電子申請による手順は、裏面をご確認ください。▶▶▶▶

届書(紙)による手続きの場合

- お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送で手続きできます。
- 届書(紙)による場合の必要書類

◆ 国民年金被保険者関係届書(申出書)

※日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

申請・届出様式 検索
<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/index.html>



◆ 出産予定日(出産日)が確認できる書類

- 出産前に届出する場合・・・出産予定日が確認できる母子健康手帳等の確認書類のコピーを添付
- 出産後に届出する場合・・・原則、確認書類の添付が不要 ※1・2

※1 日本年金機構において、マイナンバーを利用して出産日等の確認を行うため、出産後は原則、確認書類の添付を省略できます。ただし、死産・流産等の方の場合については、出産日等を確認することができないため確認書類の添付が必要です。

※2 出産後間もなく届出した場合、出産日等の確認に時間を要することがあるため、行き違いで文書や電話により保険料の納付をご案内する場合があります。

◆ マイナンバーカード ※3・4

※3 マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下のAおよびBを提示してください。

A. マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写しまたは通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

B. 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※4 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの両面コピーを添付してください。ただし、届書に基礎年金番号を記入する場合は、コピーの添付は必要ありません。

産前産後免除該当届の電子申請による手順

① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

マイナポータル 検索

<https://myrna.go.jp>



※画面のデザインや文言は、実際の画面と異なる場合があります。

② マイナポータルにログイン後、「年金」を選択する。

おかえりなさい

わたし
自治体を設定

登録状況の確認
公金受取口座と健康保険証の登録状況を確認できます
マイナンバーカード関連のよくある質問

確認

証明書

マイナンバーカード 健康保険証

おこな

公金受取口座 年金 給付金 税・所得 確定申告

③ 「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」を選択する。「産前産後の保険料免除」を選択する。

年金の手続き

国民年金に加入する方・加入中の方の手続き

年金を請求する方・年金を受給している方の手続き (ねんきんネット)

国民年金に関する手続き

保険料の免除・猶予、国民年金の加入や保険料の納付等の手続きができます。

国民年金に関する手続きについて

手続きの検索

希望する手続きを選択する。

保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例

産前産後の保険料免除

④ 「国民年金に加入中の方」、「この条件で検索」を選択する。産前産後免除該当届の「手続きに進む」を選択する。

手順2
国民年金の加入状況を選択する。

国民年金への加入が必要な方について

国民年金に加入中の方

国民年金に加入中でない方

この条件で検索

産前産後免除該当届

出産予定月または出産月の前月から4か月間 (多胎の場合は出産予定月または出産予定月の3か月前から6か月間) の国民年金保険料の免除を申し込む手続きです。産前産後免除該当届期間中は保険料を納付したものととして高齢基礎年金の受給額に反映されます。産前産後免除該当届期間中も付加保険料を納付することはできません。
詳しい説明を見る

手続きに進む

⑤ 「マイナンバーカードを読み取って入力」を選択し、マイナンバーカードを読み取る。

マイナンバー (個人番号)

氏名

生年月日

住所

性別

マイナンバーカードを読み取って入力

産前産後免除該当届 (入力)

入力 確認

申請内容を入力してください。

記入方法について

⑥ 「出産 (予定) 年月日」を選択する。また、単胎多胎の別を選択する。

国籍

日本国籍以外を有していますか。

申請情報

産前産後免除 必須

出産 (予定) 年月日

2024年 月 日

単胎多胎の別

単胎

備考

⑦ 「添付書類」と「画像ファイル」を選択し、「確認する」を押す。申請内容確認画面が表示されるため「次へ」を選択し、「申請する」を押す。

添付書類

書類の種類

選択してください。

確認する

申請

必要な手続きを申請します。

申請する

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認

■ お電話で確認「ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)」

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/denshi_kokunen.html



0570-003-004

050から始まる電話から
おかけになる場合は、
03-6630-2525

受付時間

月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00
※第2土曜日以外の土・日・祝日、
12/29～1/3はご利用いただけません

妊婦健診で肝炎ウイルス検査を受けた皆様へ

「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう

実は、妊婦健診で「肝炎ウイルス」の検査を受けています。
肝炎ウイルスに感染しているかどうか、必ず結果を確認しましょう！

Q 妊婦健診の肝炎ウイルス検査の結果は、どうやってわかるのですか？

A 母子健康手帳で、検査の記録をご確認ください。妊婦初期に行われる血液検査で、HBs抗原が陽性(+)であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染、HCV抗体が陽性(+)であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。

自分は大丈夫と思っていても、検査を受けてみると、実は肝炎ウイルスに感染しているということもあります。ママが肝炎ウイルス陽性であれば、出産時に赤ちゃんに感染する母子感染のリスクがありますから、必ず受診し、精密検査を受けましょう。

Q パパやパートナー、同居の家族が肝炎ウイルス検査を受けるには？

A パパや同居者に感染予防が必要な場合や、感染している場合があります。心配なら、地域の保健所や委託された医療機関で肝炎ウイルス検査を受検することができます。40歳以上の方は市町村で受検できる場合がありますので、お住まいの地域の保健所や市町村にお問い合わせください。また、職場の健康診断の検査項目に肝炎ウイルス検査が入っている場合もありますので、確認しましょう。

ほかにも、手術前に病院で肝炎ウイルス検査が行われています。

厚生労働省作成：妊産婦向けリーフレット「赤ちゃん・ママ・家族の健康のために「肝炎ウイルス検査の結果」を確認しましょう」より引用

妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性と判定されたときは
肝疾患専門医療機関を受診してください

千葉県肝疾患指定
医療機関はこちら



「千葉県 肝炎 指定」でも検索できます

▶ 精密検査はお近くの医療機関でも受けられますが、助成を受けられるのは肝疾患指定医療機関での検査に限ります。

初回の精密検査には、費用の助成制度が利用できます。

助成制度の詳細は裏面をご覧ください。

初回精密検査費用助成とは

妊婦健診での肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査、HCV抗体検査)で陽性と判定された方で、初めて精密検査を受ける方に対し、その費用の助成を行っています。

(文書料、選定療養費等は対象外)

詳しくはこちら「千葉県 肝炎 精密検査」で検索▶▶▶



対象者

千葉県に在住の者で、次の全てに当てはまる方が対象です。

- 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 原則として1年以内に妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方
※出産後の状況等に鑑み特段の事情がある場合には、最大4年まで請求できます
- フォローアップ事業参加同意書に同意した者
- 好事が指定する指定医療機関において精密検査を受けた者

申請時提出書類

- 肝炎検査費用請求書(上記二次元コードよりダウンロード可)
- 指定医療機関の領収書・原本(レシート不可)
- 指定医療機関の診療明細書
- 妊婦健診時の肝炎ウイルス検査結果の写し
- フォローアップ事業参加同意書(上記二次元コードよりダウンロード可)
- 申請者の住民票(コピー可)
- 助成金振込先金融機関の口座がわかる書類(預金通帳のコピー等)

肝臓相談窓口(肝疾患に関する悩み・不安など)

千葉大学医学部附属病院・千葉県肝疾患相談センター

☎043-226-2717 平日14時~17時

申請窓口・助成制度のお問い合わせ先

千葉県健康福祉部疾病対策課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1)

☎043-223-2665



チーバくん